

議案第16号

松阪市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

松阪市市道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定する。

平成25年2月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市市道の構造の技術的基準等を定める条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、市が管理する道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

第2章 道路の構造

(道路の構造の原則)

第3条 法第29条に規定する道路の構造の原則に従い、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の影響に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

(道路の構造の技術的基準)

第4条 法第30条第3項に規定する道路の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 幅員
- (2) 線形
- (3) 視距
- (4) 勾配
- (5) 路面
- (6) 排水施設
- (7) 交差又は接続
- (8) 待避所
- (9) 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設
- (10) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造について必要な事項

第3章 道路標識

(道路標識の設置)

第5条 法第45条第1項の規定により、道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

(道路に設ける道路標識の寸法)

第6条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)の寸法は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。